

青森県県土整備部土木工事積算業務委託実施要領細目

(趣旨)

第1条 この細目は、青森県県土整備部土木工事積算業務委託実施要領（以下「要領」という。）第15条に基づき、要領の施行に必要な事項を定める。

(業務内容)

第2条 積算業務の委託内容は、次のとおりとする。

(1) 業務計画

- 1) 発注者から貸与された成果品などの資料等に係る与条件の確認・整理を行うこと。
- 2) 現場状況確認のため現地調査を行うこと。

(2) 図面作成

成果品等の貸与資料を基に協議・打合せの上、工事設計書として必要な加工・追加等を行い、工事発注図面を作成すること。

(3) 数量算出

積算に必要となる数量算出を行うこと。なお、数量集計表は、工事工種体系に従うことを原則とする。

(4) 積算

土木工事標準積算基準書等の積算基準類を遵守の上、積算システムを使用し、積算作業を行うこと。また、積算業務に必要な単価・歩掛に係る見積りは、発注者が徴収する。なお、使用する積算システムはダミー単価である。

(5) 積算資料等作成

積算に必要となる適用歩掛、適用単価、間接経費の条件を確認するとともに、使用材料、施工方法等の条件の抽出・整理を行うこと。また、特記仕様書の作成を行うこと。

(6) 照査

発注者指示事項を遵守し、別に定める「照査チェックリスト」に基づき、下記項目を照査すること。

- 1) 作成した図面、数量集計表、特記仕様書等の整合性
- 2) 積算システムへの入力データの適切性
- 3) 業務内容全体

(業務計画書)

第3条 積算業務の業務計画書への記載事項は、設計業務等共通仕様書第1112条第2項に準拠する。

(資料の貸与及び返却)

第4条 資料の貸与及び返却は、設計業務等共通仕様書第1113条に準拠することとし、受注者は、貸与資料を当該業務以外の目的に使用してはならない。

- 2 受注者は、貸与された資料を第三者に貸与し、閲覧させ、複写し、譲渡し又は使用させてはならない。

(使用図書等)

第5条 積算業務の履行に当たり使用する図書は、次のとおりとする。なお、掲載以外の図書を用いる場合には、事前に発注公所の調査職員の承諾を得なければならない。

- | | |
|-------------------------------|----------------|
| (1) 土木工事標準積算基準書（共通編、道路編、河川編） | 青森県県土整備部 |
| (2) 土木工事標準積算基準書（共通編、道路編、河川編） | 国土交通省 |
| (3) 建設機械等損料算定表 | 青森県県土整備部 |
| (4) 設計単価表 | 青森県県土整備部 |
| (5) Web 建設物価、デジタル土木コスト情報 | |
| | 一般財団法人 建設物価調査会 |
| (6) 積算資料、土木施工単価 | 一般財団法人 経済調査会 |
| (7) 土木工事数量算出要領（案） | 国土交通省 |
| (8) 土木工事共通仕様書 | 青森県県土整備部 |
| (9) 設計書作成要領（土木工事編） | 青森県県土整備部 |
| (10) 数量集計表様式 | 青森県県土整備部 |
| (11) JACIC 積算システム利用の手引き（青森県版） | |

- 2 前項の図書のうち市販又は公表されているものについては、受注者の負担において備えること。

(積算システムのインストール及び動作環境)

第6条 受注者は、自社のグローバルIPアドレス（固定）、使用するパソコンのMACアドレス、利用者を調査員へ報告し、調査員は前述3項目と履行期限を整備企画課担当者へ報告すること。整備企画課担当者はシステム登録作業を行い、完了後、調査員へインストールのためのアドレスを連絡し、調査員は受注者へインストールのためのアドレスを連絡すること。なお、グローバルIPアドレス契約をしていない場合、新規契約に要する費用について受注者から見積を徴収し、変更時に技術管理費に積上げ計上する。この際、費用は全ての間接費の対象にしない。

- 2 積算システムを動作できるパソコン環境は次のとおりである（OS のバージョンアップ等を含む）。

項 目	必 要 な 規 格
OS	Windows10 (64bit)、Windows11 (64bit)
CPU (*1)	2.0GHz 相当以上
メモリ (*1)	4GB 以上 (8GB 以上推奨)
ハードディスク等記憶容量 (*1)	空き領域 10GB 以上
Web ブラウザ	Microsoft Edge、Google Chrome

PDF ファイル出力ソフト	Adobe Acrobat 相当（帳票を PDF ファイルに出力する場合）
PDF ファイル表示・印刷ソフト	Acrobat Reader
Java 実行環境	Java SE Development Kit 19 以降で最新版のもの（*2）

- *1 推奨スペックを下回る環境でも動作可能ですが、応答速度に影響が出る場合があります。
- *2 動作保証する最新バージョンは、積算システムホームページより入手してください。

（成果品）

第7条 積算業務の成果品は、次のとおりとする。

- (1) 設計書
- (2) 特記仕様書
- (3) 数量集計表等
- (4) 図面
- (5) 打合せ記録簿
- (6) 照査報告書

2 受注者は、「青森県電子納品運用ガイドライン」に準じて作成した電子データにより、成果品を提出する。

附則

この細目は平成26年4月1日から施行する。

平成29年10月 5日、一部条文の変更、施行。

令和 2年10月15日、一部条文の変更、施行。

令和 6年10月 1日、一部条文の変更、施行。